

山梨県公報

第四百七十五号

令和六年

五月三十日

木曜日

目次

○道路の区域変更(四件) 二〇五

○土地改良区役員の退任及び就任 二〇六

○公共測量の実施

教育委員会

○令和七年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について 二〇七

○令和七年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について 二一一〇

○令和七年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項 二一二二

○令和七年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項 二一一四

告示

山梨県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峠南建設事務所(身延支所を除く)において、この告示の日から令和六年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区間	旧新 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町杉山字下川島一三四二番三地先から	新	七・七・九	一一四・六
南巨摩郡身延町杉山字長屋一三三三番一地先まで	二二・一・九	一四・六	一一四・六
	三八・九		

山梨県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峠南建設事務所(身延支所を除く)において、この告示の日から令和六年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 湯之奥上之平線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町下部字湯ノ平五・一六番一地	旧	三・六〇	五四・八
先から 南巨摩郡身延町下部字湯ノ平五・三一一番一地	新	六・四	五四・八
先まで	五・一〇 一一・五	延長(メートル)	五四・八

山梨県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 河口湖精進線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五	旧	（メートル）	（メートル）
番二〇三地先から 南都留郡富士河口湖町大石字小峯二三三六	七・六〇 三七・一	六三一・四	延長
番二地先まで	六三一・四	六三一・四	延長

公 告

四 区域変更の期日 令和六年六月一日

二二・五

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十七項の規定により、帶金土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和六年五月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎
退任年月日

一 退任

同	監事	役職名	氏名
同	吉野哲夫	（メートル）	（メートル）
同	鈴木厚	（メートル）	（メートル）

二 就任

同	監事	理事	役職名
同	高橋守	望月喜雄	（メートル）
同	早川議人	身延町帶金七百九十一	（メートル）
同	身延町帶金六百二十九	身延町帶金千六十二一一	（メートル）
同	同	令和六年四月一日	（メートル）

● 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市武川町
- 三 測量の期間 令和六年五月七日から令和六年九月三十日まで

教育委員会

- 令和七年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
令和七年度における山梨県立高等学校及び甲府市立甲府商業高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。
- なお、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定める。

令和六年五月三十日

山梨県教育委員会
教育長 降旗友宏

I 全日制の課程における前期募集

- 一 実施校 全日制の課程を設置するすべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1～4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が別に定める。

- 1 普通科については、募集定員の四〇%以内
- 2 理数科、文理科、英語理数科及び探究科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の四〇%以内
- 3 職業に関する学科については、募集定員の五〇%以内
- 4 総合学科については、募集定員の五〇%以内

三 出願資格 前期募集に出願できる者は、次の条件のすべてを満たす者とする。

- 1 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和七年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者
- 3 出願の制限 出願は、一人一校、一学科に限る。
- 4 出願期間 令和七年一月十六日（木）（一括受付）、同月十七日（金）（受付

午前九時（午後四時）及び同月二十日（月）（受付 午前九時（正午）とする。
六 検査

- 1 検査方法 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技又は個性表現のいざれか（複数可）を併せて実施する。
- 2 検査期日 令和七年一月三十日（木）及び同月三十一日（金）

II 入学許可予定者の内定

- 八 入学許可予定者の内定 各高等学校長は、令和七年一月七日（金）に中学校長に、校長あての前期募集選抜結果内定通知書及び受験者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。
- 九 入学許可予定者の発表 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

十 全国からの募集

- 北杜高等学校、韮崎高等学校、甲府工業高等学校、農林高等学校、笛吹高等学校、日川高等学校、都留高等学校及び甲府商業高等学校では、全国募集を実施する。入試の内容や詳細については各実施校の募集要項に定める。

II 全日制の課程における後期募集

- 一 実施校 全日制の課程を設置するすべての高等学校、学科において後期募集を実施する。

二 選抜の種類 選抜の種類は以下の通りとする。

- 1 学力検査及び調査書による選抜（以下「一般選抜」という。）
- 2 学力検査及び面接による選抜（以下「特別選抜」という。）

III 募集人員

- 1 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。
- 2 特別選抜における募集人員は、1に定める募集人員に含める。

IV 出願資格

- 「一般選抜」出願できる者は、次の条件のいざれかを満たす者とする。
- 1 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和七年三月に卒業する見込みの者
- 2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和七年三月に修了する見込みの者
- 3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は令和七年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和七年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認めた者

〔特別選抜〕出願できる者は、次の条件のすべてを満たす者とする。

1 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和七年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 県内在住の長期欠席者等*で、特別選抜による出願を希望する者

3 在籍する1に規定する学校の校長が特別選抜による出願を認める者

*「長期欠席者等」とは、欠席が年間三十日以上の者、及び欠席が三十日未満の者のうち、在籍校において教室での学びが十分にできていない者で次のいずれかに該当するものをいう。

・病気や家庭的な事情（いわゆるヤングケアラー等）などで欠席が多い者

・保健室や教育支援センター、フリースクールへの登校等により在籍校において出席扱いになつてている者

五 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 一般選抜と特別選抜の併願はできない。

4 定時制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

5 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

・普通科と専門教育学科

・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科

・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

・青洲高等学校の各学科

6 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実

施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志願順位を付けることができる。

六 出願期間 令和七年二月十八日（火）（一括受付）、同月十九日（水）（受付午前九時～午後四時）及び同月二十日（木）（受付 午前九時～正午）とする。

七 検査

1 検査方法

・一般選抜 学力検査を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

・検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

・配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

3 検査期日 令和七年三月五日（水）及び同月六日（木）

4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

八 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査のすべて又は一部を欠席した者

2 検査方法 学力検査及び特別選抜にあつては併せて面接を実施する。学力検査の検査教科及び配点並びに検査時間は後期募集の検査に準ずる。

3 検査期日 令和七年三月十一日（火）

九 選抜方法

1 一般選抜においては、調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。判定に当たつては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。

2 特別選抜においては、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

十 入学許可予定者の発表 令和七年三月十三日（木）

III 全日制の課程における再募集

一 実施校及び募集人員 全日制の課程を設置するすべての高等学校において、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の

課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかつたと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 定時制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。
- 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第一希望まで志願順位を付けることができる。
 - ・普通科と専門教育学科
 - ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
 - ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
 - ・青洲高等学校の各学科
- 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志願順位を付けることができる。
- 四 出願期間 令和七年三月十三日（木）（受付 午後一時～午後四時）、同月十四日（金）（受付 午前九時～午後四時）及び同月十七日（月）（受付 午前九時～正午）とする。
- 五 検査
 - 1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。
 - 2 検査期日 令和七年三月十八日（火）
- 六 選抜方法 学力検査又は追検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たつての学力検査又は作文の成績並びに再募集に当たつて実施する面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 七 入学許可予定者の発表 令和七年三月二十一日（金）
- IV 定時制の課程における入学者選抜
 - 1 実施校 定時制の課程を設置するすべての高等学校、学科において定時制の課程における入学者選抜を実施する。
 - 2 選抜の種類 選抜の種類は以下の通りとする。
 - 1 学力検査、調査書及び面接による選抜（以下「定時制一般選抜」という。）
 - 2 学力検査及び面接による選抜（以下「定時制特別選抜」という。）
 - 三 募集人員

1 募集人員は教育委員会が別に定める。

2 定時制特別選抜における募集人員は、1に定める募集人員に含める。

3 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

4 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。
- 3 定時制一般選抜と定時制特別選抜の併願はできない。
- 4 全日制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- 5 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志願順位を付けることができる。
- 六 出願期間 令和七年二月十八日（火）（括受付）、同月十九日（水）（受付午前九時～午後四時）及び同月二十日（木）（受付 午前九時～正午）とする。
- 七 検査
 - 1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。
 - 2 検査の検査教科及び配点
 - ・検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
- 八 追検査
 - 1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査のすべて又は一部を欠席した者
 - 2 検査方法 学力検査及び面接を実施する。学力検査の検査教科及び配点並びに検査時間は定時制の課程における入学者選抜の検査に準ずる。
- 九 選抜方法
 - 1 定時制一般選抜においては、調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
 - 2 定時制特別選抜においては、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

II 募集定員 二十名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

推薦募集 二十名程度	電子系コース 五名程度	機械系コース 十五名程度
	一般募集 若干名（ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が二十名に満たない場合、その満たない人数を合わせて募集することができる。）	

III 推薦募集

一 出願資格 次のすべてを満たす者とする。

- 1 山梨県立甲府工業高等学校専攻科（以下「本専攻科」という。）が指定する山梨県内の高等学校又は山梨県立甲府工業高等学校を令和七年三月に卒業見込みの者
- 2 高等学校学習指導要領（平成三十年三月告示）の教科工業及び情報に関する科目のうち、別表一に示す科目を二十五単位以上修得見込みの者
- 3 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- 4 本専攻科の学習内容を理解し、学習意欲が高く、入学後も本専攻科の中心となつて活躍できる生徒として指定校の高等学校長が推薦する者又は甲府工業高等学校長が認める者
- 5 推荐募集において入学許可予定者となつた場合は、入学を確約できる者

二 出願期間 令和六年九月二十四日（火）から十月一日（火）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び十月二日（水）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

- (一) 集団面接
- (二) 実技検査 次の(1)から(3)までのいずれかを選択して実施する。ただし別表二に示す技能検定等取得者は免除とする。

- (1) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）
- (2) 電気系実技検査（電気工事）
- (3) 電子系実技検査（電子回路の組立）

2 検査期日 令和六年十月十一日（金）

四 選抜方法 調査書の記録、志願理由書、集団面接、実技検査、別表一に示す技能

検定等の取得の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和六年十月十八日（金）

IV 一般募集

一 出願資格

- 1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和七年三月卒業見込みの者で、次の条件のすべてを満たす者とする。

- (一) 高等学校学習指導要領（平成三十年三月告示）の教科工業及び情報に関する科目のうち、別表一に示す科目を二十五単位以上修得または修得見込みの者（令和五年度以前に高等学校を卒業した者は、平成二十一年三月告示以前の高等学校学習指導要領において、別表一に準ずる科目を二十五単位以上修得していること）
- (二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

- 2 大学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件のすべてを満たす者とする。
- (一) 1の(一)と同等であると甲府工業高等学校長が認めた者
- (二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

二 出願期間 令和七年一月七日（火）から同月十四日（火）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月十五日（水）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

(一) 面接

- (二) 実技検査 次の(1)から(3)までのいずれかを選択して実施する。ただし別表二に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。

- (1) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）
- (2) 電気系実技検査（電気工事）
- (3) 電子系実技検査（電子回路の組立）

(二) 筆記検査

- 数学 「数学Ⅰ」
- 教科工業に関する科目 (①または②を選択)
- ①「工業情報数理」「機械工作」「機械設計」
 - ②「工業情報数理」「電気回路」「ハードウェア技術」

2 検査期日 令和七年一月二十五日（土）

四 選抜方法 書類、面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和七年一月三十一日（金）

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和七年一月二十七日（月）から二月十日（月）までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和七年二月十八日（火）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和七年二月十八日（火）より前に発表を行うことがある。

V 再募集

一 実施及び募集人員 推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。再募集の募集人員の数は、募集定員の数から推薦募集及び一般募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 一般募集に準ずる。

三 出願期間 令和七年二月二十一日（金）から同月二十七日（木）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

IV 検査

1 検査方法 一般募集に準ずる。

2 検査期日 令和七年三月三日（月）

五 選抜方法 一般募集に準ずる。

六 入学許可予定者の発表 令和七年三月七日（金）

VI 実施要項 詳細については、別に定める「令和七年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について別表一 攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。

機械系コースへ出願	機械系コースへ出願
機械系コースへ出願	電子系コースへ出願

別表二

電子系コースへ出願	電気回路	電気機器	電力技術	電子技術	電子回路
電子系コースへ出願	電子計測制御	通信技術	プログラミング技術	ハードウェア技術	ソフトウェア技術

（※）実習、製図：機械系コースは機械系の学習内容
電子系コースは電気・電子・情報系の学習内容

機械系コースへ出願	金属熱処理三級以上	機械加工普通旋盤二級以上	機械三級以上	機械組立仕上げ作業（仕上げ）	機械検査
電子系コースへ出願	電子機器組立て三級以上	電気機器組立て三級以上	機械保全三級以上	貴金属装身具製作三級以上	三級以上
電子系コースへ出願	リント配線板製造三級以上	第二種電気工事士以上	機械保全三級以上	機械組立仕上げ作業（仕上げ）	金属熱処理三級以上

● 令和七年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について
令和七年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について
次のとおり定める。

令和六年五月三十日

山梨県教育委員会

教 育 長 降 旗 友 宏

I 入学者選抜の基本的な考え方
一 教育目標 建築に関わる知識を体系的に学び、工学的技術を身につけ、建築文化について理解を深めることにより、価値ある生活環境の創出を目指し、地域社会で活躍できる人材を養成する。

II 入学者選抜 教育目標に相応しい入学者を見出すため、一次募集、二次募集及び三次募集の入学者選抜を行う。
募集定員 三十名とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

一次募集	三千名
一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、	

二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

三次募集

一次募集選抜及び二次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、三次募集を実施する。三次募集の募集人員は、募集定員から一次募集及び二次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

III 一次募集

一 出願資格 次の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和七年三月卒業見込みの者
- 2 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者
- 3 出願期間 令和六年九月六日（金）から同月十九日（木）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十日（金）の午前九時から正午まで

三 検査

- 1 検査方法 書類審査及び面接（口頭試問を含む。）
- 2 検査期日 令和六年九月二十八日（土）

四 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

- 1 入学許可予定者の発表 令和六年十月一日（水）

五 追検査

- 1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者
- 2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

- 3 検査期日 令和六年九月二十九日（日）から十月五日（土）までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。
- 4 入学許可予定者の発表 令和六年十月七日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和六年十月七日（月）より前に発表を行うことがある。

IV 二次募集

一 出願資格 一次募集に準ずる。

- 1 出願期間 令和六年十一月十一日（月）から同月二十一日（木）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（金）の午前九時から正午まで

V 三次募集

一 出願資格 一次募集に準ずる。

- 2 出願期間 令和七年一月三十一日（金）から二月十三日（木）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び二月十四日（金）の午前九時から正午まで

三 検査

- 1 検査方法 書類審査及び面接（口頭試問を含む。）

- 2 検査期日 令和七年二月二十二日（土）

四 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

- 1 入学許可予定者の発表 令和七年二月二十六日（水）

五 追検査

- 1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者
- 2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

- 3 検査期日 令和七年二月二十三日（日）から三月一日（土）までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。
- 4 入学許可予定者の発表 令和七年三月三日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和七年三月三日（月）より前に発表を行うことがある。

三 検査

- 1 検査方法 書類審査及び面接（口頭試問を含む。）

- 2 検査期日 令和六年十一月三十日（土）

四 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

- 1 入学許可予定者の発表 令和六年十二月四日（水）

五 追検査

- 1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者
- 2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

- 3 検査期日 令和七年二月二十三日（日）から三月一日（土）までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。
- 4 入学許可予定者の発表 令和七年三月三日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和七年三月三日（月）より前に発表を行うことがある。

曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（金）の午前九時から正午まで

る。

VI 実施要項 詳細については、別に定める「令和七年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜実施要項」による。

● 令和七年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について
令和七年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

令和六年五月三十日

山梨県教育委員会
教育長 降 簡 友 宏

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名	募集区分	要件
盲学校	幼稚部	<p>(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3に規定する視覚障害者で、令和7年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者</p>
高等部	本科普通科 本科保健理療科 専攻科保健理療科 専攻科理療科	<p>(2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和7年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>(3) 高等部専攻科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科、高等学校、これに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p>
ろう学校	幼稚部	<p>(1) 幼稚部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、令和7年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者</p>
高等部	本科普通科	<p>(2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聽覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p>

学校名	募集区分		要件
甲府支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
わかば支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
やまびこ支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1)次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2)知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3)基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科産業技術科	

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和6年12月27日（金）までに受けること。

イ 出願期間

令和7年1月16日（木）（一括受付）、同月17日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月20日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和6年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和6年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和6年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和7年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）

② 入学検査

ア 期日

令和7年1月30日（木）

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和7年2月5日（水）

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校（以下「盲学校等」という。）

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和7年2月12日（木）から14日（金）、同月17日（月）（受付：午前9時～午後4時）及び同月18日（火）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

- a 入学願書
- b 調査書（幼稚部は除く。）
- c 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、令和7年1月以降発行のもの
- d 健康診断票又は指定様式の診断書

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。ただし、病弱者については県教育委員会が指定する様式による。）で、令和7年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学校部を令和7年3月卒業見込みの者を除く。）

あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター発行のものとする。

学校名	健康診断票又は指定様式の診断書 (志願先特別支援学校の中学校部を令和7年3月卒業見込みの者を除く。)
盲学校	(視覚障害者) 令和7年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
ろう学校	(聴覚障害者) 令和7年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
甲府支援学校	(肢体不自由者) 令和7年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和7年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
あけぼの支援学校	(肢体不自由者) 令和7年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者） (病弱者) 令和7年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
わかば支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和6年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和7年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和7年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による） (知的障害者)
ふじざくら支援学校	山梨県総合教育センター相談支援センターが令和6年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる）

エ 出願上の留意事項

志願者は、令和6年12月27日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を令和7年3月卒業見込みの者は除く。）

- ② 入学検査
 ア 期日 令和7年3月5日（水）
 イ 会場 各志願先特別支援学校
 ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健理療科 専攻科保健理療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	
あけぼの支援学校			・学力検査
わかつば支援学校			・面接
やまびこ支援学校			・生活動作検査
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健理療科、専攻科保健理療科及び専攻科理療科以外の募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

ア 対象者

盲学校高等部本科保健理療科、専攻科保健理療科及び専攻科理療科における入学者選抜の入学検査志願者のうち、新型コロナウィルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和7年3月11日（火）

ウ 会場

盲学校

エ 追検査の内容

「3 (2) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

令和7年2月7日（金）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校等

令和7年3月13日（木）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

（1）盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く。）

（ア）「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由及び病弱）の単一障害者

（イ）県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限（高等部）

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

③ 出願期間

令和7年3月14日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月17日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和7年3月18日（火）

⑥ 入学許可予定者の発表

令和7年3月21日（金）

⑦ 出願上の留意事項

志願者は、令和6年12月27日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を令和7年3月卒業見込みの者は除く。）

（2）桃花台学園

① 出願資格

ア 「2 出願資格」による。

イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限

ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和6年12月27日（金）までに受けること。

③ 出願期間

令和7年3月14日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月17日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

桃花台学園校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和7年3月18日（火）

⑥ 入学許可予定者の発表

令和7年3月21日（金）

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和7年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、

「令和7年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和7年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番